

|| サリーレグループ

NEWS LETTER

MANAGEMENT SERVICE



[8]
2023

2023年8月号のニュースレターをお届けします。
掲載内容に関してご不明な点等があれば、
当事務所までお問い合わせください。



小規模事業者持続化補助金
「高崎市中企業給与改善奨励金」のお知らせ
こども未来戦略方針から見る今後の社会保険制度の変更
デジタルツールの活用状況
M & A 譲渡し情報

持続化補助金とは？

- 小規模事業者持続化補助金(=持続化補助金)は、**小規模事業者が自社の経営を見直し、自らが持続的な経営に向けた経営計画を作成**した上で行う販路開拓や生産性向上の取組を支援する制度です。



持続化補助金って何？

補助率・補助上限額は？

類型	通常枠	賃金引上げ枠	卒業枠	後継者支援枠	創業枠
補助率	2/3	2/3 (赤字事業者については3/4)	2/3		
補助上限	50万円	200万円			
インボイス特例	50万円※ ※インボイス特例の要件(P.7参照)を満たす場合は、上記補助上限額に50万円を上乗せ				
追加申請要件	—	P.5～6をご確認ください。			

- 販路開拓に必要な経費の一部を補助します。
- 通常枠、特別枠のいずれか1つの枠のみ申請可能です。



申請類型一覧

類型	概要
通常枠	小規模事業者自らが作成した経営計画に基づき、商工会・商工会議所の支援を受けながら行う販路開拓等の取組を支援。
賃金引上げ枠	販路開拓の取組みに加え、事業場内最低賃金が地域別最低賃金より+30円以上である小規模事業者 ※赤字事業者は、補助率 3/4に引上げ。
卒業枠	販路開拓の取組みに加え、雇用を増やし小規模事業者の従業員数を超えて事業規模を拡大する小規模事業者
後継者支援枠	販路開拓の取組みに加え、アトツギ甲子園においてファイナリスト及び準ファイナリストに選ばれた小規模事業者
創業枠	産業競争力強化法に基づく「特定創業支援等事業の支援」を受け、販路開拓に取り組む創業した小規模事業者

補助対象となる経費



下記の経費が対象となります。

内容によって対象とならない場合がありますので、

事前に[公募要領](#)「5. 補助対象経費」を必ずご確認ください。

補助対象経費科目	活用事例
①機械装置等費	補助事業の遂行に必要な製造装置の購入等
②広報費	新サービスを紹介するチラシ作成・配布、看板の設置等
③ウェブサイト関連費	ウェブサイトやECサイト等の構築、更新、改修、開発、運用に係る経費
④展示会等出展費	展示会・商談会の出展料等
⑤旅費	販路開拓(展示会等の会場との往復を含む)等を行うための旅費
⑥開発費	新商品の試作品開発等に伴う経費
⑦資料購入費	補助事業に関連する資料・図書等
⑧雑役務費	補助事業のために臨時的に雇用したアルバイト・派遣社員費用
⑨借料	機器・設備のリース・レンタル料(所有権移転を伴わないもの)
⑩設備処分費	新サービスを行うためのスペース確保を目的とした設備処分等
⑪委託・外注費	店舗改装など自社では実施困難な業務を第三者に依頼(契約必須)

※ウェブサイト関連費は、補助金交付申請額及び交付すべき補助金の額の確定時に認められる補助金総額の1/4(最大50万円)を上限とします。ウェブサイト関連費のみによる申請はできません。
※設備処分費は、補助対象経費総額及び交付すべき補助金の額の確定時に認められる補助対象経費の総額の1/2を上限とします。設備処分費のみによる申請はできません。

主な注意事項

- 汎用性が高く目的外使用になりえるもの(車・オートバイ・自転車・文房具等・パソコン等)は補助対象外となります。
- 経費の支払いは「銀行振込」となります。特に10万円を超える支払い(一括、分割問わず)については、現金支払いの場合、補助対象外となります。
- 相殺や小切手、商品券等による支払いは、補助対象外となります。
- クレジットカード払い等で、口座から引き落とされた日が、補助事業実施期限を過ぎている支払いについては、補助対象外となりますので、ご注意ください。
- 100万円(税込)を超える支払いは、2社以上の見積もりが必要です。中古品の購入(50万円(税抜き)未満のものであること)については、金額に関わらず、すべて、2社以上からの見積りが必須となります。
- オークションによる購入は補助対象外となります。

『高崎市中小企業給与改善奨励金』のお知らせ

従業員の賃上げ実施や実施予定の、給与改善に取り組む中小企業に**奨励金（1社最大150万円）**を支給します

■ 対象となる事業者

高崎市内に本店もしくは事務所を有する中小企業で、中小企業基本法の定める中小企業に該当する事業者やその他の法人・団体（協同組合、同業組合、学校法人、社会福祉法人、医療法人など）。

ただし、市外に本店を有する中小企業者の場合は、市内に有する事務所に勤務する従業員数のみを対象とします。

※風営法第2条第5項で定める性風俗関連特殊営業を営む者は対象となりません。

■ 支給条件

①正規従業員、非正規従業員（パートタイム労働者含む）を対象に、賃金の増額改定を実施、もしくは実施予定の中小企業

※増額改定は、ベースアップの他に物価上昇等に伴う一時金や手当対応を含みますが、定期昇給は含みません。

※市税の滞納がある場合は対象となりません。

②令和5年4月1日から12月31日までに増額改定、もしくは実施予定の中小企業

※事業会計の直近に限り、決算期が令和5年4月1日以前で、すでに増額改定を実施し、令和5年4月1日以降も増額改定の影響が及んでいる中小企業者も対象とします。

■ 支給額 従業員1人あたりの賃上げ率に応じて、交付します。（1社上限150万円）

賃上げ率	正規従業員・契約社員等	パートタイム労働者
1%未満	24,000円/人	8,000円/人
1%～2%未満	30,000円/人	10,000円/人
2%以上	36,000円/人	12,000円/人

※一時金の場合は、12分の1を乗じた額と給与に対する割合を賃上げ率とし、月額の手当対応の場合はその手当対応の月額と給与に対する割合を賃上げ率とします。

※国などの処遇改善制度等により増額改定を行った場合は、それらを除いて増額改定した部分を対象とします。

■ 申請期間

令和5年7月3日（月）～令和6年1月15日（月）

※実施予定の事業者でも事前に申請可能ですので、早めの申請をおすすめします。

■ 申請方法から支給までの流れ（事業者が申請でき、奨励金は事業者へ支給します）

①市ホームページから電子申請、郵送、窓口持参のいずれかにて申請。

添付書類 ・誓約書、奨励金交付計算書等（様式は、高崎市ホームページよりダウンロード）
・増額改定を証する書類（給与台帳、賃金台帳、一人別徴収簿等）

②申請書を審査後、交付決定書を通知します。

③賃金改定後、速やかに実績報告書と振込口座記載の請求書を提出して下さい。

④実績報告書に基づき、奨励金を支給（口座振込）します。



高崎市ホームページ

こども未来戦略方針から見る 今後の社会保険制度の変更

2023年6月13日、大きな話題となっていた「こども未来戦略方針」(以下、「方針」という)が閣議決定され、正式な内容が公表されました。今後、この方針に沿った法改正等が進められることとなりますが、今回は方針の中で触れられている社会保険に関連した内容を確認します。

社会保険の2つの壁

従業員が加入する社会保険(健康保険・厚生年金保険)は、加入基準が定められており、その基準を満たすことで、従業員自身が被保険者となり、会社とともに保険料を負担します。この保険料負担に絡み、2つの壁が存在しています。

① 106万円の壁

厚生年金保険の被保険者数101人以上の企業(特定適用事業所)では、以下の3つの基準をすべて満たすことで、社会保険に加入し、保険料を負担することになっています。

1. 週の所定労働時間が20時間以上
2. 所定内賃金が月額8.8万円以上
3. 学生でない

106万円とは、月額8.8万円を年間に換算した額であり、この壁を超える(年収が106万円以上となる)ことで、保険料の負担が発生することを示しています。

② 130万円の壁

健康保険の被扶養者および国民年金の第3号被保険者として認定される要件の1つに、「年収が130万円未満であること」があります。被扶養者(第3号被保険者)は、健康保険料や国民年金保険料を直接負担する必要がありません。

この壁を超える(年収が130万円以上となる)ことで、国民健康保険の被保険者や、国民年金

の第1号被保険者となり、保険料の負担が生じることを示しています。

社会保険の適用拡大

106万円・130万円の壁があることで、これらの年収以上とならないように労働時間や賃金額を抑制する従業員が一定数存在します。

方針では、「いわゆる106万円・130万円の壁を意識せずに働くことが可能となるよう、短時間労働者への被用者保険の適用拡大、最低賃金の引上げに引き続き取り組む」としており、男女ともにキャリアを築き、男女ともに育児を行うこと等を促進しようとしています。

雇用保険の適用拡大

雇用保険は、週の所定労働時間が20時間以上であることが加入基準の一つとされており、加入し、支給要件を満たすことで失業等給付や育児休業給付等を受給することができます。

方針では、雇用保険の加入基準を拡大し、週の所定労働時間が20時間未満の従業員にも失業等給付や育児休業給付等を受給できるようにするとしています。

なお、拡大する範囲は「制度に関わる者の手続や保険料負担も踏まえて設定する」としており、施行は2028年度までを目途としています。

ここで取り上げた社会保険の壁の他に、所得税の壁も指摘されているところです。世帯として短期的に手取り収入が多くなる方法を探す傾向が強く見られますが、長期的なキャリア形成という観点から働き方を考えることも重要でしょう。

デジタルツールの活用状況

コロナ禍でテレワークを導入する企業が増えました。それに伴い、様々なデジタルツールの導入が進みました。ここでは、今年3月に発表された調査結果*から、企業におけるデジタルツールの活用状況をみていきます。

3割以上の企業が活用中

上記調査結果から、企業規模別にデジタルツールの活用状況をまとめると、表1のとおりです。

【表1】 デジタルツールの活用状況 (%)

	活用している	活用していない
1~19人	31.2	68.8
20~99人	43.1	56.9
100~299人	53.1	46.9
300~999人	60.0	40.0
1,000人以上	65.1	34.9

国土交通省「令和4年度のテレワーク人口実態調査調査結果」より作成

デジタルツールを活用している割合は、1~19人規模では3割程度ですが、規模が大きくなるにつれて高くなり、100人以上の規模になると、50%を超えています。

進むWeb会議ツールの活用

次に、デジタルツールの種類別の活用状況をまとめると、表2のとおりです。

すべての企業規模で、「Web会議ツール」の活用割合が最も高くなりました。1,000人以上では50%を、100~299人と300~999人で40%を超えています。次いですべての規模で、「チャット、SNS」、「業務用スマートフォン、タブレット端末」の順で高い状況です。「勤怠管理ツール、グループウェア」は100人以上の規模で10%を超えています。99人以下の規模では1桁台となり、ファイル共有ツールより活用割合が低くなっています。

自社に適したデジタルツールを活用し、さらなる生産性向上に努めてはいかがでしょうか。

【表2】 企業規模・ツール別のデジタルツール活用状況 (複数回答、%)

	1~19人	20~99人	100~299人	300~999人	1,000人以上
Web会議ツール (Zoom等)	18.8	30.3	40.1	46.3	50.2
チャット (Teams等)、SNS (LINE等)	12.0	17.5	23.4	26.0	34.8
業務用スマートフォン、タブレット端末	6.9	11.2	15.0	17.5	21.9
勤怠管理ツール、グループウェア	3.7	7.8	13.6	16.6	19.5
ファイル共有ツール	6.6	9.4	11.0	13.4	17.3
電子決裁ツール	2.3	4.2	7.4	10.3	15.4
プレゼンス (在席状況)管理ツール	1.0	1.3	1.6	2.4	3.1
メタバース、アバター等	0.8	1.1	1.6	1.6	1.9
その他	0.2	0.2	0.3	0.2	0.3

国土交通省「令和4年度のテレワーク人口実態調査 調査結果」より作成

*国土交通省「令和4年度テレワーク人口実態調査」

今年3月末に発表された、全国の就業者約4万人を対象にした調査です。ここでのデータは、民間会社、官公庁、その他の法人・団体の正社員・職員、及び派遣社員・職員、契約社員・職員、嘱託、パート、アルバイトを本業としていると回答した人約3.6万人が、勤務先のデジタルツールの活用状況を回答したものです。詳細は次のURLのページから確認いただけます。 https://www.mlit.go.jp/toshi/daisei/telework_index.htm

M & A 譲渡シ情報



業種	所在地	売上高	譲渡希望額
NEW 生コン、コンクリート2次製品製造	関東地方	1億円～2億円	応相談
NEW 小規模多機能型居宅介護事業会社	群馬県	1億円～2億円	応相談
機械・電機・電子部品製造	関東地方	5,000万円～1億円	応相談
小規模多機能型居宅介護事業会社	北関東	1億円～2億円	応相談
切削加工・金属加工設計	関東地方	2億円～3億円	6,500万円